

「琵琶湖敷地の占用許可基準に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について」新旧対照表

旧	新
<p>琵琶湖敷地の占用許可基準に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 滋賀県知事</p> <p>琵琶湖敷地の占用許可基準（以下「基準」という。）第20条第1項の規定に基づき、都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる琵琶湖敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。</p> <p>1 都市・地域再生等利用区域 (1) 略 (2) <u>指定年月日</u> 平成30年6月22日</p> <p>2 都市・地域再生等占用方針 (1) 略 (2) 許可方針 ア～イ ウ 河川管理者（<u>高島土木事務所長</u>）が付した許可条件を遵守すること。 エ～ケ 略 コ <u>占有期間終了後、「琵琶湖敷地の利用調整に関する高島市地域協議会」において、施設を設置したことによる効果、影響、課題等を検証のうえ、次年度の占有の是非について検討するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>別図 略</p>	<p>琵琶湖敷地の占用許可基準に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 滋賀県知事</p> <p>琵琶湖敷地の占用許可基準（以下「基準」という。）第20条第1項の規定による平成30年6月22日付け都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる琵琶湖敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）の指定については次のとおり変更する。</p> <p>1 都市・地域再生等利用区域 (1) 略 (2) <u>変更年月日</u> 平成31年1月7日</p> <p>2 都市・地域再生等占用方針 (1) 略 (2) 許可方針 ア～イ ウ 河川管理者（<u>滋賀県知事</u>）が付した許可条件を遵守すること。 エ～ケ 略 コ <u>占有期間終了後3月以内に、「琵琶湖敷地の利用調整に関する高島市地域協議会」に対し、次の事項について報告すること。</u> ① <u>利用者数、売上高その他施設の利用状況</u> ② <u>施設の利用に伴い生じた課題およびその対策</u></p> <p>3 略</p> <p>別図 略</p>